

(表3) 令和元年度立入検査 指摘事項

1 資格等に関すること	
①水道技術管理者	水道法第19条第2項等の規定により、水道技術管理者若しくは受託水道業務技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 水に注入される薬品について、納入時における薬品基準への適合性を水道技術管理者が確認していなかった。 (2) 給水装置の検査結果について水道技術管理者が確認を行っていなかった。 (3) 従事者の健康診断結果を受託水道業務技術管理者が確認していなかった。 (以上 3事業)
②布設工事監督者	水道法第12条第1項の規定により、水道の布設工事を自ら施行する場合は、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 布設工事監督者としての指名がなされていなかった。 (以上 1事業) 水道施設の工事監督について、工事監督が適正に実施しうよう、布設工事監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にしなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 請負契約上の監督員と水道の布設工事監督者が同一でなく、責任の所在を明確にしていなかった。 (2) 監督業務の内容が定められていなかった。 (以上 2事業)
2 認可等に関すること	
①各種届出	水道法第13条第1項等の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかった。 (2) 配水池の防水工事を実施したにもかかわらず、届け出ていなかった。 (以上 2事業) 水道法第14条第5項及び水道法施行規則第12条の5の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に速やかに届け出なければならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届出を行っていなかった。 (以上 1事業)
②検査の実施	給水開始前の検査について、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合は、給水開始前検査の実施に際し、水圧試験、水質試験等を含めた検査内容を明記する等、検査に関する規則を整備しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 検査に関する規則が整備されていなかった。 (以上 14事業) 水道法施行規則第36条第3項の規定により、給水区域において配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施工しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 工期の承認を行っていなかった。 (以上 1事業) 水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 浄水場膜ろ過設備設置工事に伴う給水開始前の水質検査において、適切な場所での採水を実施していなかった。 (2) 給水開始前の検査を実施していない工事があった。また、該当する工事を実施したにも関わらず、届出をしていなかった。 (以上 2事業)

配水池以外の配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合について、給水開始前検査に準じて必要な検査を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 色、濁り、消毒の残留効果の確認をはじめ、給水開始前検査に準じた検査を行っていないかった。

(2) 色、濁り等必要な検査をしているものの、記録が無かった。また、消毒の残留効果についても確認していないかった。

(以上 5事業)

3 水道施設管理に関すること

①施設基準

消毒用次亜塩素酸ナトリウム及びその他薬品等について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 最大注入率の設定と購入時の確認を行っていないかった。

(2) 設定最大注入率における薬品基準の適合の確認を行っていないかった。

(以上 5事業)

消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管場所が屋外に設置されている等、保管温度に配慮した品質管理となっていないかった。

(2) 保管温度に配慮した品質管理となっていないかった。

(以上 7事業)

②施設点検

水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号等の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 点検頻度等を定めた上で適切な時期に点検を行っていないかった。

(2) 土木構造物について点検頻度等を定めた上で適切な時期に点検を行っていないかった。

(3) 土木構造物について点検頻度等を定めていなかった。

(4) 管路及び配水施設について点検頻度等を定めた上で適切な時期に点検を行っていないかった。

(5) 管路について点検頻度等を定めた上で適切な時期に点検を行っていないかった。

(6) 管路について点検頻度等を定めていなかった。

(以上 10事業)

施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握した上で、異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 一部の水道施設について、点検項目等を定めた上で点検を行い、その結果を記録していないかった。

(2) 点検は実施していたものの、点検項目等を定めていなかった。

(3) 土木構造物に対する点検項目等を定めていなかった。

(以上 5事業)

③鉛製給水管

鉛製給水管について、鉛製給水管を使用、又は所有している者に対し、早期布設替えの必要性や、開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること等の布設替えまでの間の注意事項を定期的に個別に周知しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 個別の周知を定期的に行っていないかった。

(以上 2事業)

鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握していないかった。

(以上 2事業)

④耐震化

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 水道施設の耐震化計画が未策定であった。

(2) 水道施設及び破損した場合に重大な被害を生ずるおそれが高い管路の計画が未策定であった。

(3) 浄水場、配水池や基幹管路等、破損した場合に重大な被害を生ずるおそれが高い水道施設耐震化計画が未策定であった。

(4) 基幹管路、重要施設給水管路、軌道下の導送配水管等、破損した場合に重大な被害を生ずるおそれが高い管路の計画が未策定であった。

(5) 基幹管路の計画が未策定であった。

(以上 8事業)

4 衛生管理に関すること	
①健康診断	水道法第21条第1項及び水道法施行規則第16条第1項等の規定により、定期の健康診断の病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 腸チフス及びパラチフス菌の病原体検索が行われていなかった。 (以上 2事業)
5 水質検査に関すること	
①定期及び臨時の水質検査	水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定により、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 土日・祝祭日において色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行っていない採水地点があった。 (以上 1事業)
②採水地点	水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定により、定期の水質検査に供する水の採取の場所について、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含め、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 毎日検査に供する水の採取場所について、配水系統において水が滞留する場所を選定していることが確認できなかった。 (以上 1事業)
③水質検査の委託	水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、水質検査機関に定期及び臨時の水質検査を委託する際、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類をはじめ必要事項を含めなければならないこと、及び同条同項第6号の規定により、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。 (2) 水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかった。 (3) 水質検査の結果の根拠となる書類の確認を行っているものの、検査施設への立入検査等、水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査を実施していなかった。 (以上 11事業)
④水質検査結果	水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 妥当性評価を順次進めているものの、水質基準項目の一部の検査方法について、妥当性評価が終了していなかった。 (以上 1事業)
⑤原水の水質検査	原水の水質検査について、すべての水源の原水に対し、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く）を実施しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 水道の原水のうち、水道用水供給事業から受水したものについて、検査を行っていなかった。 (2) 一部の水道の原水について、適切な検査場所で検査を行っていなかった。 (以上 2事業)
⑥水質検査計画	水道法施行規則第15条第6項及び第7項等の規定により、水質検査計画を策定しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 定期の水質検査を省略するための要件・その理由が記載されていなかった。 (2) 水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項が記載されていなかった。 (3) 水道用水供給事業から受水している原水の水質検査に関する事項が記載されていなかった。 (以上 7事業)

6 水質管理に関すること	
①	クリプトスポリジウム等対策 クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 連絡マニュアル・連絡網を予め策定していない若しくは整備が不十分であった。 (以上 5事業) クリプトスポリジウム等の対策について、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をしなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) クリプトスポリジウムを除去できる設備が整備されているレベル4の施設の原水の水質検査において、 a. 指標菌を年12回検査していたものの、クリプトスポリジウム等の検査をしていなかった。 b. クリプトスポリジウム等の検査を年2回、指標菌である大腸菌の検査を年24回検査していたものの、指標菌である嫌気性芽胞菌の検査をしていなかった。 (2) クリプトスポリジウムを除去できる設備が整備されているレベル4及びレベル3の施設の原水の水質検査において、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を行っていないかった。 (以上 3事業)
7 危機管理対策に関すること	
①	各種マニュアル 地震対策、停電対策、渇水対策、テロ対策、水質汚染事故対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 当該一部のマニュアルが未策定、又は策定されている内容が不十分であり、緊急事態への対応体制が整っていないかった。 (以上 9事業)
②	連絡体制 停電対策、渇水対策、テロ対策等について、緊急時における関係機関等への連絡・対応体制を整備し、平時より直ちに適切な対策が講じられるよう関係者に周知しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 危機管理マニュアルについて、緊急時における連絡体制として内部の一部体制は整備されているものの、緊急時における連絡先として水道管理業務受託者への連絡体制の整備が不十分であった。 (2) 緊急時における関係機関等との連絡体制の整備が不十分であった。 (以上 7事業)
③	給水停止の指揮命令系統 給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 危機管理マニュアルに、給水の緊急停止時の指揮命令系統が明確に定められていなかった。 (以上 3事業)
④	応急復旧・応急給水体制 基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 関係機関との応急給水体制が構築されていないかった。 (以上 4事業) 事故時の応急復旧体制や応急給水体制について、緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないかった。 (以上 1事業)
⑤	水源監視・水道施設の警備強化 水源監視・水道施設の警備強化について、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。 (1) 一部の浄水場において警備体制が十分でなかった。 (以上 1事業)

⑥施設内への来訪者管理

施設内への来訪者等の管理について、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 浄水場の来訪者等の入場記録簿が整備されておらず、来訪者等の管理がなされていなかった。
(以上 1事業)

⑦新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策について、水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 事業継続計画が策定されておらず、適切な対策がとられていなかった。
- (2) 新型インフルエンザ対策マニュアルは策定しているものの、内容が不十分であった。
(以上 3事業)

⑧施設図等の整備・保管

水道施設台帳等の整備について、平常時はもとより、緊急時においても、施設の情報把握が求められるため、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに修正するなど、常に最新の記録を整備しなければならないこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 水道施設台帳の整備が不十分であった。
(以上 1事業)

⑨汚染源の把握

水源の監視について、水道水源が汚染されるおそれのある水道事業者等は、水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 水源が汚染されるおそれがあるにもかかわらず、水源の監視強化等の対策が行われていなかった。
(以上 1事業)

水道水源の汚染について、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 事故時の対応として各水系ごとの関係水道事業者及び関係行政機関との相互通報連絡体制が整備されていなかった。
(以上 1事業)

水道水源の汚染源の把握について、平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 平成22年3月に委託業者による調査を実施して以降、水源付近等の状況を把握していなかった。
(以上 1事業)

⑩水安全計画

水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が策定されていなかった。
- (2) 内容の充実を図りながら水安全計画の策定に向けて取り組んでいるが、現在、計画の策定に至っていない。
(以上 9事業)

8 住民対応に関すること

①情報提供

水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5等の規定により、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 水質検査計画を、毎事業年度の開始前に情報提供しなければならないこととされているが、水質検査計画を事業年度の開始後の4月に情報を提供していた。
- (2) 水道事業の実施体制に関する事項を含む必要事項を、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。
- (3) 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を含む必要事項を、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。
- (4) 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を含む必要事項を、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。
- (5) 災害等における危機管理について、必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報提供していなかった。
- (6) 水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、一部の事項がホームページのみでの情報提供であった。
(以上 9事業)